【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月30日
【会社名】	日本パーカライジング株式会社
【英訳名】	NIHON PARKERIZING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　佐　藤　乾　太　郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目15番１号
【電話番号】	03(3278)4333　(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　田　村　裕　保
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 日本パーカライジング株式会社　東日本事業部 (神奈川県平塚市堤町３番９号) 日本パーカライジング株式会社　中京営業所 (愛知県名古屋市瑞穂区桃園町４番18号) 日本パーカライジング株式会社　西日本事業部 (大阪府吹田市広芝町10番28号)

1 【提出理由】

当社は、平成29年６月29日の第132期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金10円　　総額　1,243,626,740円

２．剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　5,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．監査等委員会設置会社への移行に必要な変更

２．責任限定契約の対象の変更

３．事業目的の追加及び一部変更

４．その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更並びに文言の修正

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小野　駿氏、里見多一氏、佐藤乾太郎氏、里見康夫氏、吉武教晃氏、荒木達也氏、渡邊正高氏、細金逸人氏、田村裕保氏、小野岡泰宣氏、吉田昌之氏を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、西村光治氏、菅　博敏氏、武田嘉和氏、松本　満氏を選任する。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第１号議案	1,088,409	94	0	(注) 1	可決　99.59
第２号議案	1,087,735	768	0	(注) 2	可決　99.53
第３号議案				(注) 3	
小野　駿	1,053,429	35,074	0		可決　96.39
里見　多一	1,080,995	7,508	0		可決　98.92
佐藤　乾太郎	1,081,960	6,543	0		可決　99.00
里見　康夫	1,081,648	6,855	0		可決　98.98
吉武　教晃	1,081,648	6,855	0		可決　98.98
荒木　達也	1,081,648	6,855	0		可決　98.98
渡邊　正高	1,081,618	6,885	0		可決　98.97
細金　逸人	1,081,648	6,855	0		可決　98.98
田村　裕保	1,081,648	6,855	0		可決　98.98
小野岡　泰宣	1,081,648	6,855	0		可決　98.98
吉田　昌之	1,054,366	34,137	0		可決　96.48
第４号議案				(注) 3	
西村　光治	1,086,310	2,193	0		可決　99.40
菅　博敏	1,076,425	12,078	0		可決　98.50
武田　嘉和	887,699	200,804	0		可決　81.23
松本　満	1,085,016	3,487	0		可決　99.28
第５号議案	1,088,139	364	0	(注) 1	可決　99.57
第６号議案	1,088,208	295	0	(注) 1	可決　99.58

（注）１　出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
（注）２　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
（注）３　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権数の一部を集計しておりません。